

事後評価シート

【評価年月】 平成15年4月

【主管課・室】 水環境部土壤環境課

【評価責任者】 土壤環境課長 由田秀人

施策名、施策の概要及び予算額

施策名	- 4 土壤環境の保全
施策の概要	<p>環境基準等の設定、見直し</p> <p>土壤の汚染に係る環境基準等について、科学的な知見の集積等に伴い、基準の設定、見直しを進める。</p> <p>農用地の土壤汚染対策</p> <p>農用地土壤の汚染に起因する有害な農畜産物の生産、農作物等の生育の阻害を防止するため、農用地土壤汚染防止法に基づく農用地土壤汚染対策を推進する。</p> <p>市街地等の土壤汚染対策</p> <p>市街地等の土壤汚染対策</p> <p>土壤汚染による人の健康被害の防止を目的として平成14年5月に公布された土壤汚染対策法を円滑に施行するため、政省令の制定等、施行に向けた準備を進めるとともに、平成15年2月の施行後は同法に基づく土壤汚染対策を推進する。</p> <p>ダイオキシン類に係る土壤汚染対策</p> <p>人の生命及び健康に重大な影響を及ぼすと考えられているダイオキシン類に係る土壤汚染の未然防止及び汚染土壤の改善を図るため、ダイオキシン類対策特別措置法に基づく汚染土壤の処理等の対策を推進する。</p>
予算額	2,202,068千円(14年度予算)

目標・指標、及び目標の達成状況

目標	有害物質による土壤汚染について、土壤環境基準を達成・確保するとともに、土壤汚染による環境リスクを適切に管理し、国民の安全と安心を確保する。
達成状況	有害物質による土壤汚染について、土壤環境基準を超過している地域については着実に対策を推進している。また、土壤汚染による環境リスクを適切に管理するための制度として土壤汚染対策法が制定された。

下位目標 1	環境基準等の設定、見直しを行う。				
指 標	H12年度	H13年度	H14年度	目標値	-
(参考指標) 環境基準項目数 (~13.3.27)	26	28	28		-
(参考指標) 土壌汚染対策法に基づく指定基準	-	-	H14年度 26 (H15.2~)		-
達成状況	<p>環境基準の項目数</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現在の環境項目数 28項目(ダイオキシンを含む) <p>土壌汚染対策法第5条に基づく指定基準として、土壌溶出量基準26項目及び土壌含有量基準9項目を設定</p>				

下位目標 2	農用地の土壌汚染対策を着実に推進する。				
指 標	H12年度	H13年度	H14年度	目標値	-
(参考指標) 基準値以上検出地域の面積(累積)(ha)	7,156	7,166	7,217		-
(参考指標) 対策地域として指定された地域の面積(累積)(ha)	H12年度 6,266	H13年度 6,266	H14年度 6,275		-
(参考指標) 対策事業等が完了した面積(累積)(ha)	H12年度 5,818	H13年度 5,872	H14年度 5,997		-
(参考指標) 対策地域を指定解除した面積(累積)(ha)	H12年度 4,226	H13年度 4,455	H14年度 4,669		-
達成状況	<p>農用地土壌汚染対策</p> <p>()は14年度実施分</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基準値以上検出地域の面積(累積) 7,217ha ・対策地域として指定された地域の面積(累積) 6,275ha (9ha) ・対策事業等が完了した面積 5,997ha (125ha) 基準値以上検出地域の面積に対して83% ・対策地域を指定解除した面積(累積) 4,669ha (214ha) 				

出典：『農用地土壌汚染防止対策の概要』

下位目標3 市街地等の土壌汚染対策を着実に推進する。					
指標	-	-	-	目標値	-
(参考指標) 市街地等の 土壌汚染対 策	(今後実施される法の施行状況調査結果により掲載)				-
(参考指標)	H12年度	H13年度	H14年度		-
ダイオキシン類常時監 視地点数(地点)	3,031	3,735	-		-
(参考指標)	H12年度	H13年度	H14年度		-
ダイオキシン類環境基 準超過地点数(地点)	1	1	-		-
(参考指標)	H12年度	H13年度	H14年度		-
ダイオキシン類土壌汚 染対策地域の指定(累 積)(地点)	0	1	2		-
達成状況	<p>市街地等の土壌汚染対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法に基づく土壌汚染対策の実施件数 - ・自主的な土壌汚染対策の実施件数 - ・環境基準超過事例のうち対策を講じた事例の割合 - <p>上記の参考指標については、今後実施される法の施行状況調査の結果を用いることを想定しているが、現時点では法の施行状況調査の実施項目、実施時期について検討中である。</p> <p>(参考)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・調査事例 (累積) 1,097件 ・環境基準超過事例 (累積) 574件 (12年度判明分) 134件 <p>出典：『平成12年度土壌汚染調査・対策事例及び対応状況に関する調査結果の概要』</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成14年5月に公布された土壌汚染対策法の適切な施行に向けて必要となる政省令の制定、分析方法等の告示、指定調査機関及び指定支援法人の指定を行い、同法は平成15年2月15日に施行された。 ・現在実用段階にある低コスト・低負荷型の土壌汚染調査・対策技術を公 				

募し、9 技術を採択して実証試験を実施した。	
ダイオキシン類に係る土壌汚染対策	
常時監視地点数(13年度)	3 , 7 3 5 地点
環境基準超過地点数(13年度)	1 地域
対策地域の指定 (縣)	2 地域
出典：『ダイオキシン類対策特別措置法に基づく対策地域の指定の報告』	
出典：『平成13年度ダイオキシン類に係る環境調査結果』	

評価、及び今後の課題

評 価	<p>【必要性】(公益性、官民の役割分担等)</p> <p>土壌汚染は典型7公害の一つであり、国民の健康の保護や生活環境の保全の観点から、土壌環境の保全は極めて重要な施策であり、公益性も極めて高い。本件施策については、農用地土壌汚染防止法、土壌汚染対策法、環境基本法、ダイオキシン類対策特別措置法によりその対策が体系的に整理されており、官民の役割分担も整理されている。</p> <p>【効率性】(効果とコストとの関係に関する分析等)</p> <p>農用地土壌汚染については汚染が広域的であること、またダイオキシン類土壌汚染については汚染が比較的広域に及び、人の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあることから、公的に対策事業を実施することが適当であり、地方公共団体が常時監視に努め、汚染地域を的確に把握して適切な対策を実施することにより、効率的に土壌汚染対策が図られている。</p> <p>また、市街地等の土壌汚染対策については、汚染の範囲が比較的局所的であり、私有財産である土地を対象とするものであることから、まず、汚染の有無を把握するための調査は、土地の状態につき責任を有し、また、調査を行うために必要な土地の掘削等に関する権原を有する土地所有者等が行うこととし、汚染が判明し、措置が必要な場合には、汚染者負担の原則に則り、汚染原因者に実施を求めることとなっていることから効率的に対策が図られる仕組みとなっている。</p> <p>【有効性】(達成された効果等)</p> <p>目標に対する総合的な評価</p> <p>環境基準等の設定、農用地及びダイオキシン類土壌汚染対策について</p>
-----	--

は、着実に事業が実施されている。市街地等土壤汚染対策については、最近の土壤汚染問題の状況に対応するために新たに土壤汚染対策法が制定され、その施行に向けて必要な政省令の制定、分析方法等を定めた告示、指定調査機関及び指定支援法人の指定等を着実に進め、平成15年2月15日に同法は施行された。

下位目標毎の評価

(下位目標1)

現行の環境基準は、地下水等への有害物質の溶出によるリスクに着目した溶出基準を中心に設定されているが、土壤汚染対策法第5条に基づき指定基準として、同様の観点から溶出基準26項目を定めるとともに、新たに直接摂取によるリスクに着目し、有害物質の含有量の検討を行い、指定基準として9項目について含有量基準を設定するなど、環境基準等の設定及び見直しを着実に実施している。

(下位目標2)

農用地の土壤汚染については、汚染の判明した地域のうち83%で対策事業等が完了し、農業被害の軽減が着実に図られている。また、平成13年度に対策地域に指定された地域について、対策計画の策定にむけた検討がなされ、新たな汚染の判明に対する対応も迅速に行われている。

(下位目標3)

市街地の土壤汚染対策

市街地等の土壤汚染対策については、平成15年2月15日の土壤汚染対策法の施行に向けて政省令の制定、分析方法等の告示、指定調査機関及び指定支援法人の指定等を着実に実施した。また、同法の円滑な施行のために関係地方公共団体等への周知の徹底、同法に基づく基金の造成等を着実に実施している。

また、現在実用段階にある低コスト・低負荷型の土壤汚染調査・対策技術を公募し、9技術を採択して実証試験を実施するなど、土壤汚染対策に係る技術評価・普及を着実に実施している。

ダイオキシン類に係る土壤汚染対策

ダイオキシン類に係る土壤汚染対策については、地方公共団体による常時監視の実施、土壤汚染対策地域として指定された2地域について、土壤汚染対策を実施する地方自治体への助成、汚染土壤の処理技術の実証試験の実施等、ダイオキシン類に係る土壤汚染対策

	<p>を着実に実施している。</p>
今後の課題	<p>環境基準等の設定、見直し等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・有害物質の毒性情報に関する知見の収集 ・多様な暴露リスクを考慮した土壤環境基準の検証 ・土壤生態系の保全の在り方の検討 ・肥料・地盤凝固材・土壤改良資材等による土壤環境への影響実態把握 <p>農用地の土壤汚染対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・常時監視、客土等の対策の円滑な推進 <p>市街地等の土壤汚染対策</p> <p>市街地等の土壤汚染対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土壤汚染対策法の円滑な施行 ・油による土壤汚染に関する調査・対策手法検討 ・低コスト・低負荷型土壤汚染調査・対策技術の評価・普及 ・土壤汚染問題に係るリスクコミュニケーションを円滑に実施するための体制整備 <p>ダイオキシン類に係る汚染土壤対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・常時監視、汚染土壤の処理等の措置の円滑な推進

政策への反映の方向性

事業の改善・見直し	理由の説明
現行のまま継続	<p>理由の説明</p> <p>農用地及びダイオキシン類土壤汚染対策については、事業が継続的に実施されており、着実に事業を進めていく必要がある。また、市街地土壤汚染対策については、新法が施行されて間が無く、事業の改善・見直しを検討するには時期尚早である。</p>

【別紙】

事務事業シート

施策名	- 4 土壌環境の保全	
事務事業名 (関連下位目標番号)	事業の概要	主な関連予算事項等 (14年度予算)
環境基準等の設定調査 (下位目標1)	環境基準等の設定及び見直しについては、常に適切な化学的判断が加えられ、必要な改定がなされることが必要なことから、有害物質の毒性情報に関する知見の集積等を実施し、基準等の設定、見直しを進める。	農用地土壌環境基準等検討調査 (38百万円) 市街地土壌環境基準等検討調査 (110百万円) ダイオキシン類土壌環境基準等検討調査 (115百万円)
農用地の土壌汚染対策の推進 (下位目標2)	農用地土壌の汚染に起因する有害な農畜産物の生産、農作物等の生育の阻害を防止するため、農用地土壌汚染防止法に基づく対策を推進する。	農用地土壌汚染防止対策費 (37百万円)
市街地等の土壌汚染対策の推進 (下位目標3)	市街地等の土壌汚染対策 市街地等における土壌汚染による人の健康の被害を防止するため、平成14年5月に公布された土壌汚染対策法を円滑に施行するため、政省令の制定等、施行に向けた準備を進めるとともに平成15年2月の施行後は同法に基づく土壌汚染対策を実施する。 また、現在実用段階にある低コスト・低負荷型の土壌汚染調査・対策技術を公募し、9技術を採択して実証試験を実施するなど、市街地等の土壌汚染対策を着実に実施している。 ダイオキシン類に係る土壌汚	市街地土壌汚染防止対策費 (509百万円) ダイオキシン類土壌汚染防止対策費 (1,393百万円)

染対策

人の生命及び健康に重大な影響を及ぼすと考えられているダイオキシン類に係る土壌汚染の未然防止及び汚染土壌の改善を図るため、ダイオキシン類対策特別措置法に基づく汚染土壌の処理等の対策を推進する。

【別紙】 政策効果把握の手法及び関連指標

(施策名) - 4 土壤環境の保全 (下位目標 1)	単位	現況値(時点)	目標値(目標年次)
(指標名) 環境基準項目数 土壤汚染対策法に基づく指定基準		28 (ダイオキシン含む) (平成13年度) 溶出26 含有 9 (平成14年度)	- (-) - (-)
<p>指標の解説(指標の算定方法)</p> <p>環境基本法に基づき、人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持することが望ましいものとして27項目を定めている。</p> <p>ダイオキシン類に関してはダイオキシン類対策特別措置法に基づき、人の健康を保護する上で維持することが望ましいものとして定めている。</p> <p>土壤汚染対策法第5条に基づく指定基準として、土壤溶出量基準26項目及び土壤含有量基準9項目を定めている。</p>			
<p>評価に用いた資料(インターネットの公開・非公開の別)</p> <p>中央環境審議会審議状況(公開)</p> <p>目標値設定の根拠、考え方</p> <p>-</p>	<p>関連する事務事業名</p> <p>環境基準の設定調査</p>		
<p>特記事項 (外部要因の影響など)</p> <p>環境基準については、「常に適切な科学的判断が加えられ、必要な改定がなされなければならない」(環境基本法第16条第3項)とされている。</p> <p>また、土壤汚染対策法第5条に基づく指定基準として、溶出量基準26項目、含有量基準9項目が定められている。(平成15年2月15日施行)</p>			
<p>目標値の実績値</p> <p>・土壤の汚染に係る環境基準の設定時期</p>			
<p>項目</p> <p>カドミウム</p> <p>全シアン</p> <p>有機燐**</p> <p>鉛</p> <p>六価クロム</p> <p>砒素</p>	<p>環境上の条件</p> <p>検液1L中0.01mg* かつ農用地においては、米1kgにつき1mg未満。 検液中に検出されないこと 検液中に検出されないこと 検液1L中0.01mg 検液1L中0.05mg 検液1L中0.01mg かつ農用地(田に限る。)においては土壌1kgにつき15mg未満。</p>		<p>設定時期</p> <p>平成3年8月</p>

総水銀	検液1 L 中0.0005mg	} 平成6年2月
アルキル水銀	検液中に検出されないこと	
P C B	検液中に検出されないこと	
銅	農用地(田に限る。)においては、土壌1kgにつき125mg未満。	
ジクロロメタン	検液1 L 中0.02mg	
四塩化炭素	検液1 L 中0.002mg	
1,2-ジクロロエタン	検液1 L 中0.004mg	
1,1-ジクロロエチレン	検液1 L 中0.02mg	
シス-1,2-ジクロロエチレン	検液1 L 中0.04mg	
1,1,1-トリクロロエタン	検液1 L 中1mg	
1,1,2-トリクロロエタン	検液1 L 中0.006mg	
トリクロロエチレン	検液1 L 中0.03mg	
テトラクロロエチレン	検液1 L 中0.01mg	
1,3-ジクロロプロペン	検液1 L 中0.002mg	
チウラム	検液1 L 中0.006mg	} 平成13年3月
シマジン	検液1 L 中0.003mg	
チオベンカルブ	検液1 L 中0.02mg	
ベンゼン	検液1 L 中0.01mg	
セレン	検液1 L 中0.01mg	
ふっ素	検液1 L 中0.8mg	} 平成11年12月
ほう素	検液1 L 中1mg	
ダイオキシン類	1000pg-TEQ/g以下	

* カドミウム，鉛，六価クロム，砒素，総水銀，セレン，ふっ素及びほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあつては，汚染土壌が地下水面から離れており，かつ，原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水1・につき0.01mg，0.01mg，0.05mg，0.01mg，0.0005mg，0.01mg，0.8mg及び1mgを超えていない場合には，それぞれ検液1・につき0.03mg，0.03mg，0.15mg，0.03mg，0.0015mg，0.03mg，2.4mg及び3mgとする。

** 有機燐とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン、EPNをいう。
注) この環境基準は、汚染がもっぱら自然的原因によることが明らかであると認められる場所及び原材料の堆積場、廃棄物の埋立地その他の右表の項目の欄に掲げる項目に係る物質の利用又は処分を目的として現にこれらを集積している施設に係る土壌については、適用しない。

・ 土壌汚染対策法第5条に基づく指定基準として、溶出量基準26項目、含有量基準9項目が定められている。(平成15年2月15日施行)

【別紙】 政策効果把握の手法及び関連指標

(施策名) - 4 土壌環境の保全 (下位目標 2)	単位	現況値(時点)	目標値(目標年次)		
(指標名) 基準値以上検出地域の面積(累積)	ha	7,217	-		
対策地域として指定された地域の面積 (累積)	ha	6,275	-		
対策事業等が完了した面積(累積)	ha	5,997	-		
対策地域を指定解除した面積(累積)	ha	4,669	-		
		(平成14年11 月末現在)	(-)		
<p>指標の解説(指標の算定方法)</p> <p>農用地の土壌の汚染防止等に関する法律に基づく特定有害物質が基準値以上検出された地域の累計面積、そのうち農用地土壌汚染対策地域に指定された地域の累計面積、対策事業等が完了した面積の累計、及び農用地土壌汚染対策地域の指定が解除された面積の累計。</p>					
評価に用いた資料(インターネットの公開・非公開の別)	関連する事務事業名				
農用地土壌汚染対策の概要(公開)	農用地土壌汚染対策の推進				
目標値設定の根拠、考え方					
-					
<p>特記事項 (外部要因の影響など)</p> <p>FAO/WHO合同食品規格委員会において食品中のカドミウムの基準値について検討されており、農用地土壌汚染対策地域の指定要件と密接に関連することから、情報収集等を行い適切に対応していく必要がある。</p>					
目標値の実績値					
指標	H10	H11	H12	H13	H14
基準値以上検出 地域の面積	7,140ha	7,152ha	7,156ha	7,166ha	7,217ha
対策地域として指 定 された地域の面積	6,265ha	6,266ha	6,266ha	6,266ha	6,275ha
対策事業等が 完了した面積	5,570ha	5,631ha	5,818ha	5,872ha	5,997ha
対策地域を 指定解除した面積	3,740ha	3,929ha	4,226ha	4,455ha	4,669ha

【別紙】 政策効果把握の手法及び関連指標

(施策名) - 4 土壌環境の保全 (下位目標3)	単位	現況値(時点)	目標値(目標年次)
(指標名) 市街地の土壌汚染対策 法に基づく土壌汚染対策の実施件数 自主的な土壌汚染対策の実施件数 環境基準超過事例のうち対策を講じた事例の割合 土壌汚染調査実施件数(累積) 環境基準超過事例件数(累積) (うち対策完了・実施中事例の割合) ダイオキシン類に係る土壌汚染対策 ダイオキシン類常時監視地点数 ダイオキシン類環境基準超過地点数 ダイオキシン類土壌汚染対策地域の指定 (累積)	件 件 % 件 件 % 地点 地点 地域	- - - 1,097 574 89.7 (平成12年度 アンケート調査) 3,735 1 (平成13年度 調査) 2 (平成15年3 月現在)	- - - - - -
指標の解説(指標の算定方法) 市街地の土壌汚染対策 土壌汚染対策法(平成15年2月15日施行)に基づき実施される土壌汚染状況調査の件数とその結果指定区域の指定基準に適合しない土地において実施される汚染の除去等の措置の件数、及び指定区域以外の土地から搬出される汚染土壌の取扱指針(平成15年2月14日環境省水環境部長通知)に基づく調査・対策の実施件数。 現時点では土壌汚染対策法の施行状況調査は実施されていないため、都道府県に対してアンケート調査を実施して平成14年2月に公表した「平成12年度土壌汚染調査・対策事例及び対応状況に関する調査結果の概要」に掲載のデータを参考として掲載。			

<p>ダイオキシン類に係る土壤汚染対策</p> <p>ダイオキシン類対策特別措置法に基づき実施される常時監視の地点数とそのうち環境基準を超過した地点数、及びダイオキシン類土壤汚染対策地域の累積。</p>			
<p>評価に用いた資料（インターネットの公開・非公開の別）</p> <p>法の施行状況調査の結果を用いることが想定されるが、同調査の実施項目、実施時期については検討中である。</p> <p>ダイオキシン類に係る環境調査結果（公開）</p> <p>ダイオキシン類対策特別措置法に基づく対策地域の指定の報告（非公開）</p>	<p>関連する事務事業名</p> <p>市街地等の土壤汚染対策の推進</p>		
<p>目標値設定の根拠、考え方</p> <p>-</p>			
<p>特記事項</p> <p>市街地等の土壤汚染対策については、平成12年度まで都道府県からのアンケートを集計し、毎年度「土壤汚染調査・対策事例及び対応状況に関する調査結果の概要」を公表してきたところであるが、この取扱いを含め、法の施行状況調査の実施項目、実施時期を検討中である。</p>			
<p>目標値の実績値</p> <p>現時点では、土壤汚染対策法施行状況調査は実施されていないため、実績値は存在しない。</p> <p>ダイオキシン類については以下のとおり</p>			
	平成12年度	平成13年度	平成14年度
ダイオキシン類常時監視地点数(各年度)	3,031	3,735	/
うち環境基準超過地点数	1	1	
ダイオキシン類土壤汚染対策地域の指定地域数(累積)	0	1	2